

## 解説



# 証券化及び特別目的事業体に関する 米国の新会計基準

米国財務会計基準審議会 (FASB) 国際研究員 かわにし やすのぶ  
川西 安喜



## はじめに

米国財務会計基準審議会 (FASB) は、2009年6月12日、2つの会計基準を公表した。

財務会計基準書 (SFAS) 第166号「金融資産の移転に関する会計処理—SFAS第140号の改訂」は、証券化取引を含む金融資産の移転に関し、金融資産の一部分の移転について売却処理を検討することができる場合を明確化し、金融資産の認識の中止に関する要件を変更している。また、この変更の一環として、適格特別目的事業体 (QSPE) の概念を廃止している。

SFAS第167号「FASB解釈指針 (FIN) 第46号 (R) の改訂」は、変動持分事業体 (VIE) の連結に関する規定、特に、企業がVIEの主たる受益者であるかどうかの判定に関する

規定を変更している。

本稿では、これらの会計基準について解説する。FASBのボード・メンバー及びスタッフが個人の見解を表明することは奨励されており、本稿では筆者個人の見解が表明されている。会計上の問題に関するFASBの公式見解は、厳正なデュー・プロセスを経たものに限られている。

## SFAS第166号

### 【対象資産】

SFAS第140号「金融資産の移転及びサービス業務並びに金融負債の消滅に関する会計処理—SFAS第125号の差替え」は、金融資産の全部又は一部の移転を売却処理として会計処理するための要件を定めていたが、どのような場合に金融資産の一部分の移転について売却処理を検討することができるのかについて明示していなかった。

SFAS第166号では、売却処理を検討することができるのは、金融資産全体の移転、金融資産全体のグループの移転、及び金融資産全体に関する参加型持分の移転に限定することとされた。すなわち、金融資産の一

部分の移転について売却処理を検討することができるのは、金融資産全体に関する参加型持分を移転した場合のみであることが明確化された。なお、後述する参加型持分の定義により、金融資産の一部分である参加型持分を移転した場合に、移転元である企業に留保される部分もまた、参加型持分となる。

参加型持分は、以下のすべての特徴を有するものをいう。

- (a) 移転日以後、金融資産全体に対する比例的な所有持分を表している。
- (b) 移転日以後、金融資産全体について受け取ったキャッシュ・フローはすべて、参加型持分の所有者の間で、所有割合に応じて比例的に分配される。
- (c) 参加型持分の所有者 (参加型持分の所有者の立場での移転元である企業を含む。) はそれぞれ、同じ優先順位にあり、特定の参加型持分の所有者の持分が、他の参加型持分の所有者の持分に劣後することがない。
- (d) 参加型持分の所有者のすべてが、金融資産全体を担保に提供するか交換することに同意しない限り、金融資産全体を担保に提供するか交

換する権利を有している者がいない。

移転元が、移転の一環として移転資産に対する受益権を一部留保することがある。留保した移転資産に対する受益権は、移転元が金融資産全体に対する支配を連結グループ外の第三者に明け渡した場合にのみ、移転資産を売却したことにより受け取った対価の一部とすることができる。このとき、留保した移転資産に対する受益権は、その他の受け取った対価の測定と同様、公正価値により測定しなければならない。

### 【売却処理とするための3要件】

SFAS第166号は、SFAS第140号における売却処理とするための3要件を引き継ぎながら、それぞれの要件について変更を加えている。

#### ① 法的分離

金融資産の移転を売却処理とするための第1の要件は、移転した金融資産が移転元から法的に分離されていること、すなわち、破産又はその他の管財人管理に陥った場合でも、移転元及びその債権者の力の及ぶ範囲外に置かれていると推定されることである。SFAS第166号では、移転元には、移転元の連結子会社（破産又はその他の管財人管理に陥る可能性がごくわずかとなるようにデザインされた事業体を除く。）も含まれることが明確化された。

#### ② 移転先に対する制約

金融資産の移転を売却処理とするための第2の要件は、移転先がそれぞれ、受け取った資産を担保に提供するか交換する権利を有しており、また、移転先が担保に提供するか交換する権利の利用を制約し、その制約が移転元に有意な便益をもたらすような条件が存在しないことである。ただし、移転先が、証券化又は資産

を担保にした資金調達に従事することが唯一の目的である事業体であり、その事業体が受け取った資産を担保に提供するか、交換することが制約されている場合には、第2の要件にいう移転先は、第三者である、その事業体の受益権の所有者に読み替えて適用する。SFAS第140号では、このただし書きにおける事業体はQSPEに限定されていたが、後述するように、SFAS第166号ではQSPE概念が廃止されたため、一般的な表現に改められた。

#### ③ 実質的な支配

金融資産の移転を売却処理とするための第3の要件は、移転先、その連結子会社、又はその代理人が、移転した金融資産（又は第三者が所有する、移転資産に関連する受益権）に対する実質的な支配を保持していないことである。移転した金融資産に対する移転元による実質的な支配の例としては、次のようなものがある。

- (1) 移転した金融資産を、その満期日までに買い戻すか償還する権利を移転元に付与し、その義務を負わせる契約がある場合
- (2) クリーンアップ・コール以外の方法により、特定の金融資産を返還させる一方的な能力を移転元に付与する契約があり、その能力が移転元に有意な便益をもたらす場合
- (3) 移転先が移転元に対し、移転された資産の買戻しを要求することを認める契約のうち、買戻価格があまりにも移転先に有利であるために、移転先が移転元に買い戻すことを要求することになる可能性が高い契約がある場合

実質的な支配の考え方については、さまざまな契約の具体的な取扱いについて追加の指針を望む声が市場関

係者から上がったが、FASBは、これらに個々に対応することは現実的ではないとの結論に至った。SFAS第166号では、一般論として、実質的な支配の判断に当たって、移転先だけではなく、その連結子会社及びその代理人を考慮しなければならないことが明確化され、また、間接的な継続的関与についても考慮しなければならないことが明確化された。

### 【QSPE概念の廃止】

SFAS第140号は、企業が金融資産をQSPEに移転した場合に、その金融資産を売却したものとして会計処理することを原則として認めていた。FASBがこのような会計処理を認めたのは、移転先が受動的な事業体であり、それ自身、移転された金融資産を担保に提供したり、交換したりすることができないような、特定の金融資産の移転取引について、移転元が資産の認識を中止することを認めるためであった。したがって、QSPEは、誰がそれを連結すべきかどうか問題となり得ないほどに、受動的であるよう設計されることが想定されて定義されており、その帰結として、QSPEは、移転元によっても、それ以外の者によっても、原則として連結の範囲から除外することとされた。

SFAS第140号のQSPEの定義は、その活動が、「著しく制限」されており、法的文書において「完全に特定」されていることを要求しているが、実務上、これらの要件は、FASBの当初の意図と比べ幅広く解釈されており、その結果、多くの証券化取引が売却取引として報告されていることが判明した。FASBは、SFAS第140号のQSPE概念が最早実務において適切に機能していないとの結論に

至った。当初は「受動的である」という側面を強調して、QSPEの定義を改善する方法も検討したが、移転先である事業体が真に受動的であることは極めてまれであることから、SFAS第166号では、QSPE概念を廃止すべきであるとの結論に至った。

QSPE概念の廃止に伴い、QSPEは原則として連結の範囲から除外することとした規定も廃止される。これまでQSPEの定義を満たしていたものの多くについては、FIN第46号(R)「変動持分事業体の連結」が適用されることになるが、後述するように、FASBはFIN第46号(R)についても見直しを行っている。

#### 【開示】

財務諸表の利用者のニーズにできる限り早く応えるため、FASBは、SFAS第166号及びSFAS第167号を公表する前の2008年12月にFASBスタッフ意見書(FSP)第FAS 140-4及びFIN 46(R)-8号「金融資産の移転の会計処理及び変動持分事業体に対する持分に関する公開企業による開示」を公表し、開示に関する規定を先行導入していた。SFAS第166号では、金融資産の移転に関連するこのFSPの内容をほとんどそのままの形で継承している。

#### 【その他の修正】

##### ① SFAS第65号の例外規定の廃止

SFAS第65号「特定の抵当銀行活動に関する会計処理」は、抵当ローンを証券化した場合、企業が留保する抵当証券はSFAS第115号「特定の負債及び持分証券に対する投資に関する会計処理」に基づき分類することを要求していた。抵当ローンを証券化したものの、企業が抵当証券をすべて留保している場合、その抵当ローンはSFAS第115号が適用される

有価証券となり、実態が何も変わっていないにもかかわらず、会計処理が変わることになる。

SFAS第166号は、この抵当ローンに対する例外規定を廃止している。

##### ② 公正価値測定に関する例外規定の廃止

SFAS第157号「公正価値による測定」の公表により、公正価値による測定が求められる場合の測定方法が定められた。しかし、SFAS第157号は、それまで、実務上可能でなければ公正価値による測定を行わないことを例外的に認めていた多くの会計基準は変更しないこととし、その結果、SFAS第140号における公正価値による測定に関する例外規定も残された。

このたびSFAS第140号を見直すに当たり、FASBは、SFAS第140号に関してはこの例外規定は必要ないと結論に至り、SFAS第166号は、SFAS第140号に存在した例外規定を廃止している。

#### 【移行規定・発効日】

SFAS第166号は、2009年11月15日より後に開始する会計年度より適用しなければならない。早期適用は禁止される。SFAS第166号の認識及び測定に関する規定は、発効日以後発生した移転に適用しなければならない。さらに、発効日以後は、これまでQSPEとされていたものを連結するかどうかの評価を行わなければならない。発効日において連結すべきであると判断された場合、連結に関する会計基準の移行規定を適用しなければならない。

SFAS第166号の開示規定は、発効日前に発生した移転と、発効日後に発生した移転の両方について適用しなければならない。企業は、非公開企業については従前のSFAS第140号、

公開企業についてはFSP第140-4及びFIN46(R)-8号において要求されていなかった開示について、発効日前の会計年度に関する比較情報を開示することは奨励されるものの、要求はされない。

### SFAS第167号

#### 【背景】

FIN第46号(R)は、会計研究公報(ARB)第51号「連結財務諸表」の解釈指針であり、企業が、変動持分事業体(VIE)に対する支配的な財務持分をもたらず変動持分(又はその組合せ)を有している場合に、そのVIEを連結することを要求している。VIEを連結する企業を主たる受益者という。企業はまず、連結の範囲に含めるかどうかを検討している事業体がVIEであるかどうかを判定し、次に、自身がVIEの主たる受益者であるかどうか(連結しなければならないかどうか)の判定を行うことになる。

FASBがFIN第46号(R)を見直すこととした目的は、SFAS第166号によってQSPE概念を廃止することの影響を考慮することのほか、FIN第46号(R)に関する以下の市場関係者の懸念を解消することにあった。

- (a) 事業体がVIEであるかどうかの見直しが適時に行われていない。また、見直しの契機となる事象が限られている。
- (b) VIEに主たる受益者がいる場合に、それが誰であるのかの見直しが適時に行われていない。また、見直しの契機となる事象が限られている。
- (c) VIEに主たる受益者がいる場合に、それが誰であるのかを決定する方法に問題がある。
- (d) 既存の開示だけでは不十分である。

退職給付債務計算ソフト

# PBO Master<sup>®</sup>

Ver5 (愛称: ピーマス)

● アクチュアリー・公認会計士・システムエンジニアが導入及び保守をサポート

● 決算時には、弊社で再計算を行いアクチュアリーの署名付PBO報告書を発行

● PBO計算・退職給付会計・年金制度に関する質問、監査法人からの質問・確認にも専門家が対応

お問合せは  
こちらまで

株式会社 I I C パートナーズ

〒105-0003 東京都港区西新橋2-4-2  
西新橋安田ユニオンビル5F  
Tel: 03(5501)3758 Fax 03(5501)3759  
E-Mail: mailiicp@iicp.co.jp  
URL: http://www.iicp.co.jp  
担当: 中村淳一郎

中立系年金コンサルティングファーム  
年金業務政令指定法人



## [VIEの特定]

### ① VIEの定義

VIEとは、以下の(1)又は(2)を満たす事業体をいう。

- (1) リスクにさらされているエクイティが十分ではなく、追加の劣後的な財務支援なしには事業体が活動を行うための資金を調達することができない。
- (2) エクイティへの投資家を1つのグループとして見た場合に、以下のいずれかを欠くものをいう。
  - (a) 議決権又は類似する権利を通じて、事業体の経済的パフォーマンスに最も重大な影響を与える、事業体の活動を指図するパワー
  - (b) 事業体の期待損失を被る義務
  - (c) 事業体の期待残余利益を受け取る権利

SFAS第167号においてVIEの定義が若干修正されているが、これは、後述する主たる受益者の特定に関する規定の変更を受けたものである。

### ② 事業体がVIEであるかどうかの見直し

連結の範囲に含めるかどうかを検討している事業体がVIEであるかどうかの見直しは、以下のいずれかが発生した場合に行わなければならない。

- (a) 事業体の定款又は契約が変更され、事業体の、リスクにさらされるエクイティの特性又は充分性に変更があった場合
- (b) エクイティ投資の全部又は一部が投資家に返還され、他の持分が事業体の期待損失にさらされるようになった場合
- (c) 事業体の設立日又は直前の見直し事象の発生日において予想された範囲を超える、追加的な活動への着手又は追加的な資産の取得をその事業体が行い、事業体の期待

損失が増加した場合

- (d) 事業体が、リスクにさらされるエクイティを追加的に受け取るか、事業体の期待損失が減少するような方法で活動を縮小又は修正する場合
- (e) リスクにさらされるエクイティへの投資家を1つのグループとして見た場合、このグループが、それらの投資に関する議決権又は類似する権利を通じて、事業体の経済的パフォーマンスに最も重大な影響を与える活動を指図するパワーがなくなるような、事実又は状況の変化が発生した場合

FASBは、事業体がVIEであるかどうかの判断について、当初、継続的に見直すことを提案していた。しかし、各会計年度の損益次第でリスクにさらされているエクイティが不十分となったり十分となったりし、その結果、VIEとなったりならなくなったりすることには問題があるとして、従前のFIN第46号(R)の規定(上記(a)から(d))を残し、一定の事象が発生した場合にのみ、事業体がVIEであるかどうかを見直すこととした。

しかし、リスクにさらされるエクイティへの投資家を1つのグループとして見た場合、このグループが、それらの投資に関する議決権又は類似する権利を通じて、事業体の経済的パフォーマンスに最も重大な影響を与える活動を指図するパワーがなくなった場合、従前のFIN第46号(R)では必ずしも見直しが行われるとは限らなかった。そこでSFAS第167号では、上記(e)を追加することとした。

また、従前のFIN第46号(R)では、SFAS第15号「問題が生じた負債の再構築に関する債務者及び債権者の会計処理」における「問題が生じた負債の再構築」は、事業体がVIEである

かどうかの見直しが要求される事象ではないとされていたが、SFAS第167号はこの例外規定を廃止している。

### 【主たる受益者の特定】

#### ① 定量的な分析から定性的な分析へ

VIEに対して変動持分を有している場合、企業はVIEに対して支配的な財務持分を有しているかどうか、すなわち、企業が主たる受益者であるかどうかを特定しなければならない。企業は、以下の2つの特徴を有する場合に、VIEに対する支配的な財務持分を有しているとみなさなければならない。

- (a) VIEの経済的パフォーマンスに最も重大な影響を与える、VIEの活動を指図するパワーを有している。
- (b) VIEにとって潜在的に重大となる可能性のある、VIEの損失を被る義務、又はVIEにとって潜在的に重大となる可能性のある、VIEから便益を受け取る権利を有している。

上記(b)の特徴を有する者が複数存在することはあるが、(a)の特徴を有するのは、単一の者に限られる。すなわち、VIEの主たる受益者となり得るのは、単一の者に限られる。

なお、追放権や参加権を有する者がいる場合があるが、それが（その関連当事者と事実上の代理人を含む）単一の者によって一方的に権利行使できない限り、このような権利は(a)の判断において考慮されない。

従前のFIN第46号(R)では、企業が1以上の変動持分を有し、それによって、VIEの期待損失の過半を被るか、VIEの期待残余利益の過半を受け取る権利を有しているか、又はその両方である場合に、VIEを連結することとされていた。この判定に当たっては、定量的な分析が要求された。SFAS第167号では、定量的な

分析が廃止され、上記のような定性的な分析によって主たる受益者の特定が行われることとなった。

#### ② 企業が主たる受益者であるかどうかの見直し

企業がVIEの主たる受益者であるかどうかの判定は、継続してこれを行わなければならない。従前のFIN第46号(R)では、一定の要件を満たした場合にのみ、見直しを行うこととされていたが、FASBは、それでは十分に関連性、信頼性のある情報が提供されないとの結論に至り、継続的に見直しを要求することとした。

### 【開示】

前述のとおり、FASBは、開示に関する規定を先行導入するため、SFAS第166号及びSFAS第167号を公表する前の2008年12月にFSP第FAS140-4及びFIN46(R)-8号を公表しており、SFAS第167号では、変動持分事業体に関連するこのFSPの内容をほとんどそのままの形で継承している。

### 【移行規定・発効日】

#### ① 一般規定

SFAS第167号は、2009年11月15日より後に開始する会計年度より適用しなければならない。早期適用は禁止される。

公開企業については、SFAS第167号の初度適用後、これまでFSP第140-4及びFIN46(R)-8号において要求されていなかった開示に関する比較情報については、発効日後の会計年度についてのみ、要求される。比較情報は、これまでFSP第140-4及びFIN46(R)-8号において要求されていた開示のうち、SFAS第167号においても要求される開示について表示しなければならない。

非公開企業については、SFAS第

167号の初度適用後、これまでFIN第46号(R)において要求されていなかった開示に関する比較情報については、発効日後の会計年度についてのみ、要求される。比較情報は、これまでFIN第46号(R)において要求されていた開示のうち、SFAS第167号においても要求される開示について表示しなければならない。

SFAS第167号は、過去に公表された財務諸表について、遡及的に適用することができる。この場合、累積的影響額については、再表示を行った初年度の期首の留保利益を修正しなければならない。

#### ② 新たに事業体を連結することとなった場合

企業がSFAS第167号の初度適用に当たり新たに事業体を連結することとなった場合、企業はVIEの資産、負債及び非支配持分を、SFAS第167号の規定が初めて適用される日における繰越金額により当初測定しなければならない。ここで、繰越金額とは、企業が初めて主たる受益者の要件を満たしたときからSFAS第167号が適用されていたと仮定した場合の、企業の連結財務諸表における資産、負債、及び非支配持分の金額をいう。

繰越金額を算定することが実務上可能ではない場合、資産、負債、及び非支配持分はSFAS第167号が初めて適用される日における公正価値により測定しなければならない。ただし、繰越金額を算定することが実務上可能ではなく、事業体の活動が主として証券化又はその他の資産を担保にした資金調達であり、その事業体の債務の決済にのみ、事業体の資産を使用できる場合、事業体の資産及び負債は（公正価値の代わりに）未決済元本残高により測定すること

ができる。なお、この代替的な測定方法により、主たる受益者が、発生利息、貸倒引当金、又は一時的でない減損損失を認識する必要がなくなるわけではない。他の資産、負債、又は非支配持分で、未決済元本残高がないものや、他の会計基準により公正価値により測定されることが要求されるものについては、公正価値により測定しなければならない。

新たに連結することとなった事業体について、企業の貸借対照表に追加された純額と、それまで認識されていた持分の金額の差額は、留保利益の累積的影響額の修正として認識しなければならない。

SFAS第167号の初度適用に当たり新たに事業体を連結することとなった企業は、SFAS第159号「金融資産及び金融負債のための公正価値オプション」が認めている公正価値オプションを選択し得る、事業体が保有するすべての金融資産及び金融負債についてこのオプションを選択した場合にのみ、その新たに連結することになった事業体の金融資産及び金融負債について公正価値オプションを選択することができる。この選択は、事業体ごとに行わなければならない。SFAS第159号の開示に加え、企業は公正価値オプションを選択した理由について開示しなければならない。

### ③ 事業体を連結しないこととなった場合

企業がSFAS第167号の初度適用に当たりそれまで連結していた事業体を連結しないこととなった場合、企業の留保持分について、SFAS第167号の規定が初めて適用される日における繰越金額により当初測定しなければならない。ここで、繰越金額とは、企業が初めて事業体に関与した

とき又は初めて主たる受益者の要件を満たさなくなったときからSFAS第167号が適用されていたと仮定した場合の、企業の連結財務諸表における留保持分の金額をいう。連結しないこととなった事業体について、企業の貸借対照表から除外された純額と、留保持分の金額の差額は、留保利益の累積的影響額の修正として認識しなければならない。この累積的影響額の修正は、新たに連結することとなった事業体に関する留保利益の累積的影響額の修正と区別して開示しなければならない。

## おわりに

認識の中止に関するプロジェクトも、連結に関するプロジェクトも、FASBと国際会計基準審議会(IASB)が交わした覚書(MoU)において、今後共通の会計基準を開発すべく取り組むプロジェクトに指定されている。しかし、FASBは金融危機への緊急的な対応として、SFAS第166号とSFAS第167号を公表することとした。

認識の中止について、FASBは、従前の会計基準に不備がある以上、共通の会計基準をIASBと開発し終わるまで待つことはせずに既存の会計基準を修正することとした。SFAS第166号は、国際財務報告基準(IFRSs)には存在しないQSPE概念を廃止し、認識の中止の検討対象となる資産を限定しており、また、要求している開示には、IFRS第7号「金融商品：開示」において要求されているものも含まれており、IFRSsとの差異は縮小している。

IASBは、認識の中止について独自の公開草案を2009年3月に公表し

ており、IASBの公開草案に対して寄せられたコメントについては、共通の結論に至ることを目的として、FASBとIASBが共同で審議を行う予定である。審議の結論をもって、IASBはIAS第39号「金融商品：認識及び測定」の認識の中止に関する規定を修正する最終基準を公表する予定であり、FASBは、IASBの最終基準について市場関係者からコメントを募る予定である。

連結について、IASBは、変動持分事業体だけではなく、すべての事業体に適用される連結会計基準の開発に取り組んでいるが、IASBの会計基準の公表予定日がSFAS第167号の公表予定日より遅かったこと、また、QSPE概念を廃止するために、SFAS第166号とSFAS第167号の公表する日を同じとすべきであると考えたことから、FASBは、共通の会計基準をIASBと開発し終わるまで待つことはせずに既存の会計基準を修正することとした。連結に関する統一基準については、FASBとIASBとで中長期的に取り組む予定である。

### [参考文献]

FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No. 166, Accounting for Transfers of Financial Assets - an amendment of FASB Statement No. 140*, June 2009.

FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No. 167, Amendments to FASB Interpretation No. 46 (R)*, June 2009.

教材コード	J 0 2 0 5 3 2
研修コード	2 1 0 4 0 1
履修単位	1 単位